

山口県土木工事共通仕様書(港湾編)  
本編  
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行 (R2.11)	一部改訂 (R5.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	26. 「書面」とは、 <u>手書き、印刷による</u> 工事打合せ簿等の工事帳票をいい、 <u>発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものを有効とする</u> 。ただし、情報共有システムを用いて作成された工事帳票については、 <u>手書き、印刷によらなくても有効とする</u> 。	26. 「書面」とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、 <u>情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする</u> 。ただし、情報共有システムを用いない場合は、 <u>発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものを有効とする</u> 。	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	36. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	36. 「段階確認」とは、 <u>設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう</u> 。	
	37. 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	37. 「技術検査」とは、 <u>工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づき行うものを用い、請負代金の支払いを伴うものではない</u> 。	
	38. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	38. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	
	39. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	39. 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	
	40. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。	40. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	順送り
	41. 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	41. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	
		42. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。	
		43. 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	
		44. 「準備期間」とは、 <u>工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう</u> 。	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	42. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。	45. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。	
	43. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	46. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	
	44. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。	47. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。	
	45. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。	48. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。	
	46. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	49. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	順送り
	47. 「S I」とは、国際単位系をいう。	50. 「S I」とは、国際単位系をいう。	
	48. 「現場発成品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	51. 「現場発成品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	
	49. 「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。	52. 「J I S規格」とは、日本産業規格をいう。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-3 設計図書の照査等	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 <u>若しくは電子データを</u> 貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-5 施工計画書	1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書は最新版を現場事務所に常備すること。	1. 受注者は、工事着手前 <u>又は施工方法が確定した時期</u> に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書は最新版を現場事務所に常備すること。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 コリنز（CORINS）への登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き106日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。	1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き106日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
		2. <u>担当技術者とは、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人及び専門技術者以外の者で、現場の工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事する技術者をいう。担当技術者を設置する場合は、契約日（途中で設置する場合は当該設置を通知する日）の前日以前に設置する担当技術者と受注者の間に直接的な雇用関係があることを必要とし、「登録のための確認のお願い」を作成する前に、監督職員に雇用関係を証明できる資料の写しを提出しなければならない。また、施工計画書の（3）現場組織表に担当技術者の氏名、担当内容及び従事期間を記載しなければならない。</u>	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-8 工事用地等の使用	2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに <u>発注者負担により借地する範囲以外</u> の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-9 工事の着手	受注者は、特記仕様書に <u>定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として</u> 、工事着手しなければならない。なお、海上工事の場合は、契約書に定める <u>工事始期日</u> 以降45日以内とするものとする。	受注者は、特記仕様書に <u>工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事に着手しなければならない。工事に着手すべき期日について定めがない場合は、特別な事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない</u> 。なお、海上工事の場合は、契約書に定める <u>工事開始日</u> 以降45日以内とするものとする。	

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (R2.11)	一部改訂 (R5.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-10 工事の下請負	(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。	(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、 <u>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める</u> 下請契約を締結しなければならない。	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-11 施工体制台帳	3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む） <u>及び</u> 第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	3. 第1項の受注者は、監理技術者、 <u>監理技術者補佐</u> 、主任技術者（下請負者を含む）、第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ） <u>及び担当技術者</u> に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 <u>（監理技術者補佐とは、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）</u>	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-12 受発注者間の情報共有		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、設計図書の定めによるものとする。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 受注者相互の協力	1-1-12 受注者相互の協力	1-1-13 受注者相互の協力	順送り
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-14 調査・試験に対する協力	1-1-13 調査・試験に対する協力	1-1-14 調査・試験に対する協力	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 工事の一時中止	1-1-14 工事の一時中止	1-1-15 工事の一時中止	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-15 工事の一時中止	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-39臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。  3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 <u>承諾を得る</u> ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-40臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。  3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、 <u>協議する</u> ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-16 設計図書の変更	1-1-15 設計図書の変更	1-1-16 設計図書の変更	順送り
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 工期変更	1-1-16 工期変更	1-1-17 工期変更	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-18 支給材料及び貸与品	1-1-17 支給材料及び貸与品	1-1-18 支給材料及び貸与品	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 工事現場発生品	1-1-18 工事現場発生品	1-1-19 工事現場発生品	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-20 工事材料の品質	1-1-19 工事材料の品質	1-1-20 工事材料の品質	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-21 監督職員による確認及び立会等	1-1-20 監督職員による確認及び立会等	1-1-21 監督職員による確認及び立会等	



行又は項目	現行 (R2.11)	一部改訂 (R5.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令の遵守	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(19) 地すべり等防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)	改正年月及び番号の更新
	(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(21) 海岸法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(22) 港湾法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)	
	(23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(23) 港則法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	(25) 下水道法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(26) 航空法 (令和元年6月改正 法律第38号)	(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	(27) 公有水面埋立法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(28) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	
	(29) 森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)	(29) 森林法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)	
	(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(31) 火薬類取締法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(32) 大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(32) 大気汚染防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(33) 騒音規制法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(34) 水質汚濁防止法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(36) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 振動規制法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(38) 文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)	(38) 文化財保護法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(40) 電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)	(40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)	
	(41) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)	(41) 消防法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(43) 建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(43) 建築基準法 (令和4年6月改正 法律第69号)	
	(44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(46) 土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	(46) 土壌汚染対策法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(48) 海上交通安全法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(51) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	(51) 船員法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(53) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	(53) 船舶安全法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(54) 自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	(54) 自然環境保全法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(55) 自然公園法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)	
	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)	
	(59) 技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(59) 技術士法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)	(60) 漁業法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(62) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	(62) 計量法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(63) 厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)	(63) 厚生年金保険法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(64) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	(64) 航路標識法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)	
	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(66) 最低賃金法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	(67) 職業安定法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(68) 所得税法 (令和元年6月改正 法律第28号)	(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)	
	(69) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(69) 水産資源保護法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(70) 船員保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)	(70) 船員保険法 (令和4年12月改正 法律第96号)	
	(71) 著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)	(71) 著作権法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(72) 電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)	(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)	
	(75) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)	(75) 農薬取締法 (令和4年6月改正 法律第68号)	
	(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	(76) 毒物及び劇物取締法 (令和4年6月改正 法律第68号)	

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (R2.11)	一部改訂 (R5.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令の遵守	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	改正年月及び番号の更新
	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	(79) 警備業法（令和4年6月改正 法律第68号）	
	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年6月改正 法律第68号）	
	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	
	2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	1-1-32 官公庁等への手続等	1-1-33 官公庁等への手続等	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-34 施工時期及び施工時間の変更	1-1-33 施工時期及び施工時間の変更	1-1-34 施工時期及び施工時間の変更	順送り
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 工事の測量	1-1-34 工事の測量	1-1-35 工事の測量	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
		<del>3. 受注者は、丁張、その他の工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</del>	
	3. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	4. 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	
	4. 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	5. 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	
	5. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。	6. 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-36 提出書類	1-1-35 提出書類	1-1-36 提出書類	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-37 不可抗力による損害	1-1-36 不可抗力による損害	1-1-37 不可抗力による損害	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-38 特許権等	1-1-37 特許権等	1-1-38 特許権等	順送り
	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月13日改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和4年6月17日改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-39 保険の付保及び事故の補償	1-1-38 保険の付保及び事故の補償	1-1-39 保険の付保及び事故の補償	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
	6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-40 臨機の措置	1-1-39 臨機の措置	1-1-40 臨機の措置	
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-41 技能士の活用	1-1-40 技能士の活用	1-1-41 技能士の活用	順送り

行又は項目	現行 (R2.11)	一部改訂 (R5.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-42 示方書等の適用	1-1-41 示方書等の適用	1-1-42 示方書等の適用	順送り
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	<p>3. 受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成23年7月13日付け国総環リ第15号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>9. 受注者は、<u>作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない</u>。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月20日改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（令和元年9月26日改正 政令第109号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正法律第68号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>5. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>9. 受注者は、<u>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない</u>。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p> <p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月20日改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（令和4年9月改正 政令第304号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年6月改正 法律第68号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	<p>4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、<u>法令に基づき</u>、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、工事完了後に工事登録証明書を提出しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土について、設計図書に<u>おいて任意処分とされている</u>場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を搬入又は搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、工事完了後に工事登録証明書を提出しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土について、設計図書に<u>基づき民間残土処理場へ搬出する</u>場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	残土処分に係る発注段階の対応の見直しによるもの
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	<p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本理立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p> <p>13. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>建設事務次官通達、平成5年1月12日</u>）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>14. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に<u>あ</u>った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>15. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、<u>その調査結果について、支障物件の有無に関わらず</u>、監督職員へ報告しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、<u>令和4年2月</u>）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本理立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和4年6月改正 法律第68号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p> <p>13. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（<u>国土交通省告示第496号、令和元年9月2日</u>）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>14. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に<u>合</u>った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>15. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、<u>支障物件が有る場合は</u>、監督職員へ報告しなければならない。</p>	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの

山口県土木工事共通仕様書（港湾編） 本編 新旧対照表

行又は項目	現行 (R2.11)	一部改訂 (R5.4)	備考
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	17. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の <b>新設、改良、維持、管理、補修</b> 及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	17. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-3 安全教育及び安全訓練等の実施	1. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項	1. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 <b>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。</b> (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項	令和3年10月の山口県土木工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-7 鯨等に対する安全対策		1-3-7 鯨等に対する安全対策 鯨等に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し、適切な対策を講じなければならない。	
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-1 一般事項	道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用砕石」 JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)」 JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」 なお、骨材の代替としてスラグ類を（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)（平成27年12月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。 JIS A 5001 「道路用砕石」 JIS A 5005 「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1 「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2 「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3 「コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)」 JIS A 5011-4 「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015 「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021 「コンクリート用再生骨材H」 なお、骨材の代替としてスラグ類を（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン(改訂)（平成30年4月）」を参考にするものとし、「コンクリート用骨材又は道路用等のスラブ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局平成24年3月）」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	令和3年3月の国土交通省港湾工事共通仕様書改訂を踏まえたもの
第1編 共通編 第2章 材料 第19節 その他 2-19-5 道路標識	3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。 (1) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に適合しなければならない。 (2) 鋼材は、表面に十分防 <b>せい</b> ( <b>錆</b> )処理を施さなければならない。	3. 取付金具及び補強材は、次によらなければならない。 (1) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に適合しなければならない。 (2) 鋼材は、表面に十分防 <b>錆</b> 処理を施さなければならない。	